第2章　派遣学生の資格・要件

次の(1)～(8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

(1)日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)。

※1　日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

※2　多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2)学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。

※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

(3)経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

※1　機構が実施する2023年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)の受給者であっても、本制度の家計基準を満たしているか、改めて確認が必要です。
第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイトに公表しています。
「日本学生支援機構ウェブサイト(在学採用の奨学金の基準)」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

※2　奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

(4)派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。

※1　査証の種類は問いません。

※2　査証が免除される場合は、登録時に「0:不要」を選んでください。

(5)派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。

※1　退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※2　プログラム途中に正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中に学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(6)在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。

[成績評価係数の算出方法]

以下の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	―	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	―	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	―	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数}\times 3)+(\text{評価ポイント2の単位数}\times 2)+(\text{評価ポイント1の単位数}\times 1)+(\text{評価ポイント0の単位数}\times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

7 万円の奨学金家計基準：

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

渡航支援金の家計基準は以下の通りです。

（1）支給対象・基準

①家計基準

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※1　本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2　年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※3　養育費は収入に含みません。

※4　家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合（年間所得金額200万円以下）」で判断してください。